

事務連絡  
令和2年6月22日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下企業等に対し、アプリの活用について、広く周知していただけますようお願いいたします。

（別添）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について（令和2年6月19日付  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡）

事務連絡  
令和2年6月22日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、各局におかれでは、アプリの活用について、職員及び所管事業者・関係団体等に対し、広く周知していただけますようお願ひいたします。また、所管事業者・関係団体等に対し、公共交通機関等の利用者に対する周知など、普及の協力を促していただくとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインへアプリの活用を追記することについて、積極的に検討していただけるよう依頼をお願いいたします。

（別添）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について（令和2年6月19日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡）

# 別添

事務連絡  
令和2年6月19日

各府省庁  
新型コロナウイルス感染症対策担当 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
厚生労働省健康局

## 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、厚生労働省で開発を進めていた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」が本日リリースされました。

本アプリは、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることができます。それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができ、感染拡大の防止につながることが期待されます。なお、個人が特定される情報や、陽性者と接触者（接触の可能性があると通知を受けた者）との関係についての情報は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されています。

本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されますので、各府省庁におかれでは、本アプリの活用について、職員及び所管の業界・団体等に対して広く周知するとともに、業界・団体等へ普及の協力を促していただきますようお願いいたします。

【参考資料1】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）チラシ

【参考資料2】新型コロナウイルス接触確認アプリについて（概要）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

【参考資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

### 【本件連絡先】

(本事務連絡全体について)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：横澤田、西田、中山

電話：03（6257）3087

(アプリの内容について)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

疫学・データ班

電話：03（3595）2305（内線8281／8282）

## 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

**自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。**

**厚生労働省**

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ **COCOA**

COVID-19 Contact Confirming Application

**COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです**

\*画面イメージ

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

**1メートル以内、15分以上の接触した可能性**



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

アプリのインストールや  
詳しい情報はこちらから

厚労省 接触確認アプリ

検索



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

# 新型コロナウィルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウィルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することもありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を手持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウィルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウィルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

## 問10 新型コロナウィルス感染症の陽性者と診断されましたら、アプリで登録しなかつたらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などを案内します。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### （3）まん延防止

##### 2) 催物（イベント等）の開催制限

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

##### 3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

② また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

##### 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

###### （催物（イベント等）の開催）

- ・ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

##### 8) クラスター対策の強化

⑤ 政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインターフェース（A P I）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（H E R - S Y S）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。